

回 覧 令和2年2月15日（三股町）代表☎：52－1111									
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
<募 集>	1	◆三股町交流拠点施設整備事業基本構想の策定に皆さんのご意見をお寄せください
	2	◆『成果物公開セミナー』の参加者を募集します
	2	◆わくわく教室「コサージュ教室」の受講生を募集します
	3	◆町民参加型演劇『ヨムドラ！』の出演者を募集します （台本を見ながら演じる朗読劇の出演者募集）
<催 し>	4	◆「第152回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します
<お知らせ>	4	◆2月21日（金）は「三股町総ぐるみ献血参加運動」の日です 骨髄バンク・ドナー登録会を同時に実施しています
	5	◆日本消化器学会市民公開講座開催のお知らせ
	5	◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです
	6	◆マイナンバーカード（個人番号カード）申請のお手伝いを始めました！（無料）
	6	◆マイナンバーカードを利用した消費活性化策（マイナポイント事業）が予定されています！
	7	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	8	◆『三股町土砂災害・洪水ハザードマップ』を配布します
	8	◆家内労働（内職）情報をお知らせします



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986－51－1417

【確認ダイヤル】 ☎ 0986－51－1418

※どちらの番号でも同じ内容です。

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52－1110（直通）

【分 類】	【No.】	【内 容】
<保健と福祉>	9	◆放課後児童クラブを利用する場合には、申請が必要です
	（一 般） 10	◆放課後児童クラブで働く人を募集します
<農業畜産業関連>	11	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	11	◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう
	12	◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	13	◆福祉に関する「ワンストップ相談会」を開催します
<相 談>	13	◆「行政相談」を実施します
	14	◆「人権相談」を実施します
	14	◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します
	15	◆「無料法律相談」を実施します
	15	◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

A simple, stylized blue snowflake with six main branches and smaller sub-branches.

An illustration of two children playing in the snow. On the left, a girl in a brown winter coat and hat is jumping. On the right, a boy in a green winter coat and hat is also jumping. Snowflakes are falling around them.

◆三股町交流拠点施設整備事業基本構想の策定に皆さんのご意見をお寄せください

町では、五本松団地跡地活用事業を「三股町交流拠点施設整備事業」と位置づけ、『健康と交流と賑わいの拠点づくり』をプロジェクトテーマに三股町交流拠点施設整備事業基本構想を策定します。

昨年度に基本構想策定方針を定め、そこで『町民とともに考え、町民とともに進めるまちづくり』を重点にした基本構想にするため、本年度は5回にわたり町民ワークショップ(町民との語り合いの場)を開催しました。

今回、素案を取りまとめましたので公表し、町民の皆さんからのご意見を募集します。

意見の募集期間	2月26日(水)～3月10日(火)
素案の公表場所	1) 町役場 玄関ロビー ※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時 2) 町役場 企画商工課 ※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時 3) 町立図書館 ※図書館の開館時間のおとり 4) 町の公式サイト(パブリックコメントページ) ※アドレス=https://www.town.mimata.lg.jp/
意見の提出書類	公表の場所に設置している「意見等提出書」をご利用ください。
意見の提出方法	①から④のいずれかでご提出ください。 ※ご意見には「住所」「氏名または団体名」「電話番号」を明記してください。 ※宛先はいずれも「三股町役場 企画商工課 施設推進係宛」です。 ①書面＝提出先：町役場 企画商工課(3階 ②番窓口) ②郵便＝送付先：〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1番地1 ③電子メール=suisin-k@town.mimata.lg.jp ④ファクス=52-4944 ※提出にあたって使用する言語は、日本語とします。 ※担当課が指定する様式で提出して下さい。 氏名(法人名)、住所(法人の所在地)および連絡先は必ず記載してください。 ※口頭や電話での提出はできません。

意見の取り扱いおよび公表	(1) 寄せられたご意見などを考慮して計画素案に反映させるとともに、寄せられたご意見などの概要およびこれに対する町の考え方を公表します。(住所、氏名などの個人情報は公表しません。) (2) 寄せられたご意見などをもとに案を修正したときには、修正内容およびその理由についても公表します。 (3) それぞれのご意見などに対して、個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。 (4) 住所および氏名などの記載のない意見などに対しては、町の考え方を公表しない場合がありますので提出に際しては漏れがないように注意してください。 (5) 結果については、町役場企画商工課での閲覧および町の公式サイトで公表します。
意見および結果の公表場所	1) 町役場 企画商工課 2) 町の公式サイト(パブリックコメントページ)



※お問い合わせは、
企画商工課 施設推進係(3階 ②番窓口)
☎: 52-1120(直通) お願いします。

◆『成果物公開セミナー』参加者を募集します

「三股の特産品開発に興味がある」「いつか創業をしたいと思っている」「お店の新メニューを増やしたい」「協議会の実践支援活動内容を知りたい」、そんな個人や企業の挑戦を応援する成果物公開セミナーを開催します、どうぞ奮ってご参加ください。

■ セミナー名 = 成果物公開セミナー

■ 内 容 = 当協議会が事業所やアドバイザーと試作を行った地域農産物などを活用した新商品のノウハウやレシピなどを公開します。試食や展示も行います。

■ 日 時 = 3月11日（水）午後3時～5時

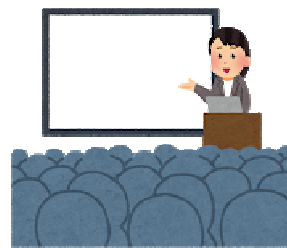
■ 場 所 = 町産業会館「コミュニティ室」

■ 受 講 料 = 無料

■ 対 象 者 = ・町内にある事業所の事業主、または従業員
・町内での創業を予定している人、または創業を考えている人
・町内の農家および就農予定者、または、六次産業化を目指している人など

■ 定 員 = 20人

■ 申 込 締 切 = 3月10日（火）



※お申し込み・お問い合わせは、

三股町地域雇用創造協議会 ☎：51－5320 にお願ひします。

◆わくわく教室「コサージュ教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「コサージュ教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、町教育委員会にお申し込みください。

■ 教 室 の 内 容 = 卒業式や入学式に向けて手作りコサージュを作ってみませんか。かわいい造花をメインに数種類のリボンやドライフラワーを添えて華やかなコサージュを作ります。メインの花（約8センチ）はピンク系の2色から選ぶことができます。

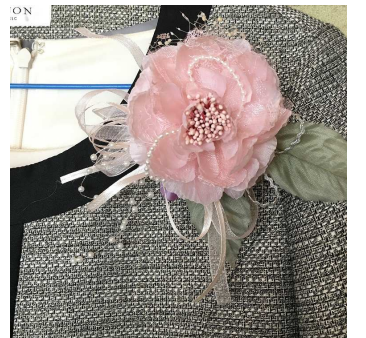
※完成サイズは約9～10cm・コサージュケース付き

※コサージュ・・・女性がドレスや衣服に着ける花飾り。フランス語の「corsage（コルサージュ）」が語源で、婦人服の身頃・胴部や胴衣のところを指します。

■ 講 師 = 桜 加奈 先生

■ 開 催 日 時 = 3月14日（土）午前10時～正午

■ 受 講 料 = 2,500円（講師代＋材料費）
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。



■ 準備するもの = はさみ

■ 開 催 場 所 = 町中央公民館 小会議室

■ 募 集 人 員 = 10人（先着順）
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■ 申 込 期 限 = 3月4日（水）

■ 申 込 方 法 =
中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み、お問い合わせ先は、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間：平日の午前8時30分～午後5時）

☎：52－9311（直通）、ファクス：52－9724 にお願ひします。

◆町民参加型演劇『ヨムドラ！』の出演者を募集します
(台本を見ながら演じる朗読劇の出演者募集)

「新しいことに挑戦してみたい!」、「人前で表現したい!」、「お芝居をしてみたい!」、「演劇が大好き!」などなど、思いはさまざま…。

「人前で話すのはちょっと苦手」という人も「別の人間になりできれば、何でもできてしまうかも!?’という、貴重な機会のご案内です。

5月22日(金)～24日(日)に開催する「まちドラ!2020」の中で行われる、町民参加型演劇の『ヨムドラ!』(台本を見ながら演じる朗読劇)の出演者を募集します。

朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇のことです。

演劇経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半。幅広い世代の皆さんと一緒に、楽しく稽古をしながら、出会ったみんなの力で一つの作品を作ってみませんか? 町民の皆さんからの、たくさんのご応募をお待ちしています。

定 員	約20人(参加無料) ※できるだけ申込者全員を受け入れられるように調整していきます。 ※3つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対 象	町内在住または職場が町内にある人で高校生以上の人なら誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上 演 日	5月23日(土)・24日(日)
上演時間	1作品 20分程度
稽 古	4月上旬から始めます。毎週木曜日の夜を中心に、週に1回程度行います。 また、公演7日前からは毎日の稽古となる予定です。 場所は主に町立文化会館です。
応募方法	申込書は「町立文化会館 事務室」、「町役場 総合案内」にあります。 また、「町立文化会館の公式サイト」からダウンロードすることも可能です。 申込書に必要事項を記入し、町立文化会館に提出してください。
応募締切	3月31日(火)

・よくあるご質問に答えます!

Q.「演劇経験なんて全くありません。興味はあるのですが、不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気です。進みますし、本番も台本を見ながら演じていく劇ですので、誰でも気軽に参加できる企画です。

Q.「丸暗記が苦手…せりふを覚えられるか心配なんです…」

A. 大丈夫です。台本を読みながら演じるので、覚える必要はありません!

Q.「稽古の日程はどうなるのでしょうか?」

A. 上演日は、5月23日(土)・24日(日)の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、毎週木曜日の夜を中心に週に1回程度行います。公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。場所は主に町立文化会館です。

Q.「演じる作品は何ですか?」

A. 『令和元年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた3本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。
「地元の皆さんが書いた作品を、同じ地元の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q.「誰が指導するのですか?」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。



※お問い合わせは、教育委員会教育課文化係(町立文化会館)
☎: 51-3462 にお願ひします。

催 し

◆「第 1 5 2 回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	2 月 2 3 日（日） 【毎月第 4 日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前 8 時～1 0 時 3 0 分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （J R 三股駅東隣）

今月の朝市イベントは、ただいま企画中です。お楽しみに。
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。
さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
毎月第 4 日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越してください。引換券 1 枚で 1 ポイントがもらえます。2 0 ポイントためると朝市で使える 5 0 0 円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会

ポイント引換所では、3 店舗分のポイント引換券でガラポン抽選が一回できます。空くじなしの運試し！！

『抽選会は、8 時半～1 0 時ごろまで』

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料 5 0 0 円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳しくは町物産館よかもんやへ。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや
☎：5 2－3 1 3 1 にお願ひします。



お 知 ら せ



◆2 月 2 1 日（金）は
「三股町総ぐるみ献血参加運動」の日です
骨髓バンク・ドナー登録会を同時に実施しています

『三股町総ぐるみ献血参加運動』は町内のすべての皆さんに献血の協力を呼びかける運動です。県や各市町村、推進団体、血液センターが連携し、県内各地で展開しています。安全な血液製剤の安定した供給のために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。

期 日	2 月 2 1 日（金）
時 間	午前 9 時 3 0 分～正午 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
場 所	町役場 （1 階ロビーで受け付けした後、献血車内で行います）

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。
※4 0 0 ミリリットル献血にご協力いただいた人には、町の地場産品&はたちの献血特別記念品など今回限定の記念品をプレゼントします。
※検査後、血液型（R h ±を含む）や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

●4 0 0 ミリリットル献血にご協力ください●

《対象・条件など》

- ・男性 1 7 ～6 9 歳、女性 1 8 ～6 9 歳
- ・体重 5 0 ㌔以上の体調の良い人など

※ただし、6 5 歳以上の人は 6 0 ～6 4 歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。

お 礼

1 1 月 1 0（日）「三股町ふるさとまつり会場」で献血に協力いただいた人数は、次のとおりです。ありがとうございました。

献血の申し込みをした人	7 5 人
4 0 0 ミリリットル献血した人	6 3 人
2 0 0 ミリリットル献血した人	2 人
献血ができなかった人（比重不足など）	1 0 人

※お問い合わせは、町健康管理センター

☎：5 2－8 4 8 1（直通）をお願いします。

◆日本消化器学会市民公開講座開催のお知らせ

「知ってほしいおなかの病気」をテーマに市民公開講座が開催されます。都城地域で活躍されている医師や企業による、おなかの健康や病気についての講演です。

参加を希望される人は、申し込みをお願いします。

期 日	3月14日(土)
時 間	開場：午後1時30分 開演：午後2時～4時30分終了予定
場 所	都城市ウェルネス交流プラザ 2階ムジカホール (都城市蔵原町11-25 ☎: 26-7770)
料 金	無料 ※ただし定員200人(先着順)
内 容	1. 「腹部救急疾患」 都城市郡医師会病院 外科医長 佐野 浩一郎 先生 2. 「生活習慣病と肝疾患」 都城医療センター 内科部長 駒田 直人 先生 3. 「腸内細菌のおはなし」 南日本酪農協同(株) 商品開発部 竹下 正彦 様 4. 「消化器癌に対する陽子線治療」 メディポリス国際陽子線治療センター センター長 荻野 尚 先生 5. 質疑応答
主 催	日本消化器病学会九州支部

※お申し込み・お問い合わせは、

都城市郡医師会病院庶務課(都城市太郎坊町1364番地1)

☎: 36-8300

ファクス: 38-1220

メール: shomu2@mmah.or.jp をお願いします。



◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです

令和2年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

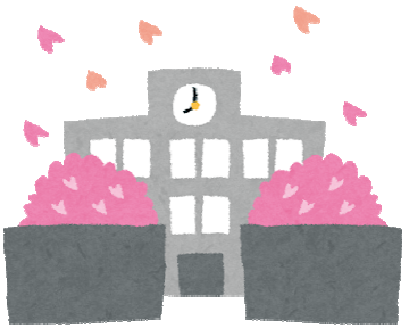


区分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月10日(金)	平成25年4月2日生まれ 平成26年4月1日生まれ
中学校	4月9日(木)	平成19年4月2日生まれ 平成20年4月1日生まれ

なお、入学通知書は2月上旬までに対象の家庭に郵送していますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ① 2月中旬になっても入学通知書が届かない場合
- ② 町外への転出予定の場合
- ③ 町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④ 国公立または私立小・中学校に入学予定の場合

※入学通知書は入学式当日に必要ですので、紛失しないようご注意ください。紛失した場合は、町教育委員会までご連絡ください。



※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内)

☎: 52-9314(直通)をお願いします。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)申請のお手伝いを始めました！(無料)

町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人に、タブレット端末を利用して写真撮影を行い、カード申請のお手伝いを無料で始めました。

また、マイナンバー制度やマイナンバーカードについての相談も受け付けています。気軽にご来場ください。

■ 受付場所 = 町役場 町民保健課前「マイナンバー窓口」

■ 受付時間 = 午前8時30分～正午
午後1時～4時

■ 必要なもの = 申請者本人がお越しください。

免許証や保険証などの本人確認書類

※カードができるまで約1か月かかります。

※受け取り時に再度、来庁してください。

※お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎：52-9630（直通）にお願いします。



◆マイナンバーカードを利用した消費活性化策(マイナポイント事業)が予定されています！

令和2年度からマイナンバーカードを利用した消費活性化策(マイナポイント事業)の実施が予定されています。キャッシュレスでチャージまたはお買い物をすると、**マイナポイント25%（上限5,000円）がもらえます**。マイナンバーカードの交付には一定の時間がかかるため、申請はお早めをお願いします。

■ マイナポイントの取得・利用までの流れ

①マイナンバーカードの取得

- ・カードの申請は、パソコンやスマートフォンや郵便などによる方法があります。
- ・町役場では、マイナンバーカードの申請をお手伝いしています。(無料)

②マイキーIDの設定

- ・IDの設定は、パソコン、スマートフォンによる方法があります。総務省の「マイナポイント事業」の公式サイトをご利用ください。
- ・役場では、マイキーID設定のお手伝いをしています。(無料)

③マイナポイントの申し込み（キャッシュレス決済サービスの選択）

- ・キャッシュレス決済サービスの選択が**7月から実施される予定**です。詳細が決まりましたら町の回覧などでお知らせします。
- ・マイナポイントの申し込みができるキャッシュレス決済サービスは現在募集中です。

④選択した決済サービスでチャージまたは購入

- ・**9月から**、申し込み時に選択した決済サービスでチャージまたは、購入すると決済事業者からマイナポイントが付与されます。一人あたり最高20,000円のチャージまたは、購入に対して5,000円のマイナポイントが付与されます。

■ マイキーIDとは？

マイナンバーカードのICチップ内には、公的個人認証サービスのための、利用者証明用電子証明書(利用者が本人であることを証明する証明書)の発行番号が保持されており、この利用者証明用電子証明書の発行番号に対応して利用者が任意に作成するIDです。

マイキーIDは、マイキープラットフォームの各種サービスやマイナポイントの付与を行うために、本人を認証するキーとして必要です。なお、マイキーIDは、マイナンバーとは別の番号です。

※マイキーIDを自宅で設定する場合は、総務省の「マイナポイント事業」のサイトをご利用ください。

「マイナポイント事業サイト」

■ マイキーIDの設定のお手伝い

- ・ 受付場所 = 町民保健課前「マイナンバー窓口」
企画商工課 企画政策係窓口
- ・ 受付時間 = 午前8時30分～正午
午後1時～4時
- ・ 必要なもの = 申請者本人がお越しください。
マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書のパスワード4桁の暗証番号



※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）☎：52-1114（直通）

町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）☎：52-9630（直通）
にお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットの**ふんや無駄吠えなどの苦情や相談**が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないよう、ルールを守って飼いましょう。

また、飼っているイヌやネコなどを捨てることは法律で禁止されています。捨てることのないよう大切に飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

イヌのふんは飼い主の責任で

持ち帰りましょう！



道路や公園などに犬のふんを放置することは禁止されています。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌの**ふん**があれば、大変迷惑で不快な思いをする人がいます。また、イヌの**ふん**は寄生虫の卵や、**いろいろなばい菌**を持っていることがあり、とても不衛生です。

○運動や散歩のときは、**ふん**を持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレットペーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝などにイヌを放す人が増えています。自宅や散歩中にイヌを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。
飼い主として、また、愛犬家として絶対にやめましょう！

《ネコの飼い方のお願い》

■室内で飼うように努めましょう

屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱいです。また、よその家の庭で**ふんをしたり、花壇を荒らしたり、車に傷を付けたり**など、ご近所に迷惑をかけていることもあります。危険や近隣トラブルを避けるためにも、ネコは室内で飼うようにしましょう。



■迷子札やマイクロチップなどを付けましょう

雷の音や災害時などにパニックで逃げ出したり、ちょっとした油断で離れてしまい、迷子になってしまう可能性があります。保護されたときに飼い主がわかるよう、迷子札やマイクロチップなどを付けましょう。



■不妊・去勢手術をしましょう

ネコは、年に2～4回発情期があり、1回に4～8頭の子ネコを産みます。望まれない命を生み出さないために、計画的に繁殖する場合を除き、不妊・去勢手術を行いましょう。繁殖に関するストレスから解放され、病気の予防や性格が穏やかになるなどの効果もあります。

野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結果的に野良ネコをどんどん増やすことになります。近所迷惑になるだけでなく、**交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまう**ことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）

☎：52－9082（直通）にお願いします。

◆『三股町土砂災害・洪水ハザードマップ』を配布します

町では、避難場所や危険地域などを記載した『三股町土砂災害・洪水ハザードマップ』を新しく作成しましたので、今回、回覧で全戸配布します。

避難場所・避難経路の確認、避難情報の種類・入手方法や非常持ち出し品の確認など、災害が発生したとき、慌てずに適切な行動がとれるよう日ごろから確認をお願いします。

なお、このハザードマップは、総務課 危機管理係で随時配布しています。



※お問い合わせは、
総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）☎：52－1110（直通）
をお願いします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年1月27日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	三股町 都城市とその周辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその周辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、
都城就職相談支援センター 〒885－0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎／ファクス：25－0300
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。



◆放課後児童クラブを利用するには、申請が必要です

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることが目的です。

利用するためには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■利用できる日時・利用料金＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜～金曜	午後2時～午後6時30分	月額 3,000円 ※その他に保険料800円（年間）が必要です。
土曜、春・夏・冬休みなどの学校休業日	午前8時～午後6時30分	

■利用できない日＝

日曜、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など。

■対象児童＝

※次の①、②のいずれかに該当する必要があります。
①放課後に就労などで保護者が不在となる児童
②保護者が就学・疾病・看護・出産（育児休業の場合を除く）などで、健全育成上支援が必要な児童
※原則として低学年の児童が優先となります。
※保護者の責任で開設場所までの送迎を行ってください。

■登録期間＝

4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

■登録できる放課後児童クラブ＝

原則、自宅近くの放課後児童クラブへの登録になります。
※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労などの状況（就労時間・就労日数など）を考慮して決定します。必ずしも希望の児童クラブへ登録できるとは限りません。また、定員を超える場合は、ほかのクラブへの登録や入所待機となりますのでご了承ください。

■登録方法＝

放課後児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、①放課後児童クラブ入会申請書一式と②就労・入会要件申立書（該当者）・承諾書を揃えてご提出ください。

申請書類	1月18日（土）から各児童クラブで配布しています。
申請期間	2月1日（土）～2月22日（土）
申請書類提出先	登録を希望する児童クラブに提出してください。

■入会承認＝

申請期間内の申請者には、3月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ＝

名称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小学校敷地内別棟	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
三股西小第一児童クラブ	中原団地広場内施設	51-2780
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田小学校内	070-2341-7922
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

◆令和2年度から放課後児童クラブの利用料金、開設時間が変更になります

これまでは、午前8時から9時までの時間帯利用者のみ月額2,000円の利用料金を負担する必要がありましたが、令和2年度から、利用者全員に月額3,000円の利用料金を負担してもらうことになりました。また、利用時間を次のとおり30分延長することになりましたので、ご確認ください。

【利用料金】月額 3,000円（この他に保険料800円/年間が必要です。）

※利用料金の免除対象は次のとおりです。

- ①生活保護を受給している人 ②就学援助を受給している人
- ③児童扶養手当を受給している人
- ④小規模特認校（梶山・長田）にスクールバスで通学している人

【開設時間】月曜～金曜・・・午後2時～午後6時30分

土曜・学校休業日・・・午前8時～午後6時30分

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）

または、各児童クラブにお願いします。

◆放課後児童クラブで働く人を募集します

町では、令和２年度から児童クラブで働く人を募集しています。希望する人は、福祉課児童福祉係までお問い合わせください。

①放課後児童支援員・児童厚生員

■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認や見守りを行い、必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、迅速に救護を行い必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理や事務処理などを行う。

勤務時間	月曜～金曜	午後２時～午後６時３０分 ※小学校行事などで早出勤あり
	土曜 学校休業日	午前８時～午後６時３０分 ※休憩１時間
休日	週休２日（日曜および交代で１日）、祝日、 １２月２９日～１月３日	
募集人員	６人程度	
給与等	平均月額１１６，０００円	
諸手当等	期末手当、時間外勤務手当（土曜・学校休業日）、 通勤手当など	
期間	契約日～令和３年３月３１日 ※勤務実績が良好な場合は再任用あり	

■応募条件＝

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ一緒に遊ぶ体力があること。
※放課後児童支援員認定資格、保育士や教員免許を持っている人を優先します。

■勤務地＝ 町内の各児童クラブ・児童館

②放課後児童支援員・児童厚生員補助員

■仕事内容＝

放課後児童支援員・児童厚生員の補助業務

勤務形態・時間	児童クラブの開設時間内で補助員を必要とする日 または時間に勤務	
	月曜～金曜	午後２時～午後６時３０分
	土曜 学校休業日	午前８時～午後６時３０分
雇用形態	登録制	
募集人員	６人程度	
賃金	時給８９７円	
期間	契約日～令和３年３月３１日	

■応募条件＝

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ一緒に遊ぶ体力があること。
※放課後児童支援員認定資格、保育士や教員免許を持っている人を優先します。

■勤務地＝ 町内の各児童クラブ・児童館

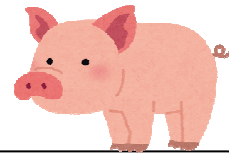


※お申し込み、お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（１階 ⑥番窓口）

☎：５２－９０６０（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

昨年、中国においてASF（アフリカ豚熱）の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。また、国内で発生が続発しているCSF（豚熱）についても、まだ収束を迎えることができておらず、これらの疫病の侵入リスクが高い状況にあります。

伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

⑤ 早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。（☎：62-5151）

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

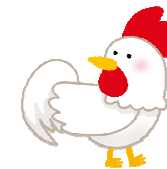
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通） お願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人へ

高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザは発生していませんが、アジアのみならずヨーロッパの国々では発生が継続して確認されています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されています。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、ウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にありますので、病気の発生を防止するためにも次のことに気をつけて鳥を飼いましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋に出入りするときは、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

■ 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
（鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります）

■ 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。

- ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
- ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。

■ 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。

■ ニワトリ、ウズラ、アヒル、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151

北諸県農林振興局 ☎：23-4523

農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通） お願いします。

◆ 3 月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★ 3 月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：3 月 1 8 日（第 3 水曜日） 《午後 1 時 3 0 分～ 3 時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：3 月 2 5 日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して 1 0 ～ 1 5 kg 程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 ※分別については、右のページの表を確認してください。
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5 年以下の懲役または 1, 0 0 0 万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用使用済みプラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

① 農ビフィルム 〈処理料金 1 kg あたり 7 円〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・1 0 ～ 1 5 kg のつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

② ポリ（P O） 〈処理料金 1 kg あたり 2 3 円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ 1 0 kg 前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③ その他 〈処理料金 1 kg あたり 5 3 円〉

種類	注意点
① 農ビフィルム ② ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。

※産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3 階 ③ 番窓口）

☎：5 2 － 9 0 8 6（直通）にお願いします。



◆福祉に関する「ワンストップ相談会」を開催します

3月の自殺対策強化月間に合わせて、法律・経済・こころ・福祉などに関する相談窓口を一カ所に設け、県民の皆様の悩みに関する相談に専門機関の相談員が対応する「ワンストップ相談会」を開催します。ぜひご参加ください。

■ 日 時	3月14日（土） 午前10時30分～午後4時 ※受付終了：午後3時30分
■ 場 所	ハローワークプラザ宮崎 （宮崎市大塚台西1丁目1-39）
■ 対 象	県内在住の人
■ 料 金	無料
■ 申し込み	事前の申し込みは不要です
■ 専門機関一覧	県弁護士会 県司法書士会 県看護協会 県公認心理師・臨床心理士会 県精神保健福祉士協会 県自殺防止センター 宮崎公共職業安定所（ハローワーク宮崎）

※お問い合わせは、
宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当
☎：0985-26-7075 にお願ひします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月2日（月）	3月16日（月）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）にお願ひします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家や登記などの「悩み事相談」にも応じます。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	3 月 5 日（木）
時 間	午前 1 0 時～午後 3 時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる たけのうち すずこ 大 隣 雅 春、竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ※土曜、日曜、祝日を除く
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎 5 階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2 階 ②番窓口）
☎：5 2－1 1 1 2（直通）
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
☎：2 2－0 4 9 0 にお願ひします。

◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	（都城市） 3 月 2 7 日（金）
時 間	（都城市） 午後 1 時～ 4 時
場 所	（都城市）消費生活センター（都城市役所本館 2 階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談です（個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎：5 2－0 9 9 9
 - 都城市消費生活センター ☎：2 3－7 1 5 4
- にお願ひします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月17日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52－1246 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も受け受け付けますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52－1246 にお願ひします。